

5年ごと配当付こども学資保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払

- 第2条 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払
第3条 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払に関する補則
第4条 学資金の自動すえ置
第5条 満期保険金支払方法の選択
第6条 学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 保険料払込の免除

- 第7条 保険料払込の免除
第8条 保険料払込の免除の請求

4. 当会社の責任開始期

- 第9条 当会社の責任開始期

5. 保険料の払込

- 第10条 保険料の払込
第11条 保険料の払込方法（経路）
第12条 年一括払保険料の前納
第13条 月払保険料の一括払

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

- 第14条 猶予期間および保険契約の失効

7. 保険料の自動貸付

- 第15条 保険料の自動貸付
第16条 保険料の自動貸付の取消

8. 保険契約の復活

- 第17条 保険契約の復活

9. 保険契約の無効および取消

- 第18条 死亡給付金不法取得目的による無効
第19条 詐欺による取消

10. 告知義務および保険契約の解除

- 第20条 告知義務
第21条 告知義務違反による解除
第22条 保険契約を解除できない場合
第23条 重大事由による解除

11. 解約および解約返還金

- 第24条 解約および解約返還金
第25条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

12. 基準保険金額の減額

- 第26条 基準保険金額の減額

13. 契約者貸付

- 第27条 契約者貸付

14. 保険契約者および後継保険契約者

- 第28条 保険契約者の変更
第29条 後継保険契約者の指定および変更
第30条 保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継
第31条 後継保険契約者が死亡した場合の取扱
第32条 保険契約者の住所の変更

15. 年齢の計算その他の取扱

- 第33条 年齢の計算
第34条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

16. 契約者配当金の割当および支払

- 第35条 契約者配当金の割当
第36条 契約者配当金の支払

17. 時効

- 第37条 時効

18. 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行

- 第38条 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行

19. 保険種類の転換

- 第39条 保険種類の転換

20. 管轄裁判所

- 第40条 管轄裁判所

21. 出生前加入特則

- 第41条 特則の適用
第42条 被保険者
第43条 出生の通知
第44条 流産、死産等の場合の取扱
第45条 胎児が複数の場合の取扱
第46条 出生前に保険契約者が死亡した場合の取扱
第47条 契約年齢の計算の特例
第48条 契約日および契約年齢の変更

22. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

- 第49条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

23. 保険料払込の免除不担保特則

- 第50条 保険料払込の免除不担保特則

24. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

- 第51条 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

（ご参考）

ご契約者の便宜のため、各条文の下に主な参照条文をかかげてあります。

5年ごと配当付こども学資保険普通保険約款

(平成25年12月18日改正)

(この保険の概要)

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
学資金	被保険者が所定の年齢に達した日の後、最初に到来する2月1日に生存しているときに支払います。
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払います。
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
保険料払込の免除	保険契約者が保険料払込期間中に、死亡したとき、所定の高度障害状態に該当したときまたは不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除します。保険料払込の免除不担保特則を適用した場合、この給付はありません。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
基準保険金額	学資金および満期保険金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約締結の際、当会社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
後継保険契約者	第29条（後継保険契約者の指定および変更）、第30条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）または第31条（後継保険契約者が死亡した場合の取扱）の規定により指定または変更された者をいいます。ただし、これらの規定によって後継保険契約者と定められた者でも、保険契約者の死亡後にあって保険契約上の一切の権利義務を承継（この普通保険約款による承継。以下同じ。）されないこととなる者は、後継保険契約者にかかわるこの普通保険約款および付加された特約条項の規定を適用しません。
責任開始期	保険契約の締結または復活に際しては、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいい、保険契約者の変更の際には、その変更の効力が生じた時をいいます。なお、復活または保険契約者の変更の取扱が行われた保険契約においては、復活の取扱が行われた際の保険契約上の責任が開始される時および保険契約者の変更の取扱が行われた際の変更の効力が生じた時のうち、最もその時期が遅い時をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

⇒●責任開始期——第9条 ●復活——第17条

2. 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払

第2条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払）

この保険契約において支払う学資金、満期保険金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

	学資金・満期保険金・死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
学資金	被保険者がつぎの満年齢に達した日の後、最初に到来する2月1日に生存しているとき (1) 18歳満期 満15歳（ただし、誕生日が2月2日から4月1日の間にある被保険者については満14歳） (2) 22歳満期 満18歳（ただし、誕生日が2月2日から4月1日の間にある被保険者については満17歳）	基準保険金額につぎの割合を乗じて得た金額 (1) 18歳満期 50％ (2) 22歳満期 100％	保険契約者	——
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	基準保険金額と同額	保険契約者	——
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	表1の金額	保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）の故意 (2) 戦争その他の変乱

⇒●基準保険金額、後継保険契約者——第1条

表1 死亡給付金

死亡給付金はつぎの算式によって計算される金額とします。 （基準保険金額に対する月払保険料）×（経過月数） （注） 1. 上記の保険料には、5年ごと配当付育英年金特約、傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）およびこども新総合医療特約D（H22）の保険料は含みません。 2. 上記の「経過月数」は、つぎのとおりとします。 (1) 保険料払込期間中 契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数 (2) 保険料払込期間満了後 契約日から保険料払込期間の満了日までの月数 3. 基準保険金額の減額または保険契約者の変更が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基準保険金額および保険契約者であったものとして計算します。
--

第3条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者の死亡後は、後継保険契約者を学資金、満期保険金および死亡給付金の受取人とします。
2. 学資金、満期保険金および死亡給付金の受取人を保険契約者（第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
4. 被保険者が保険期間中に死亡した場合は、保険契約は、その死亡時に消滅します。
5. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。ただし、被保険者と異なる者。以下本項において同じ。）が死亡した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合、保険契約の消滅については、保険契約者が先に死亡したものとみなして取り扱います。
6. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）が故意に被保険者を死亡させたことに

よって、死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。

7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当会社は、死亡給付金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合で、死亡給付金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
9. 学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うときに保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、学資金、満期保険金または死亡給付金（第10条（保険料の払込）第8項または第9項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。

⇒●後継保険契約者——第1条 ●学資金・満期保険金・死亡給付金の支払——第2条

第4条（学資金の自動すえ置）

1. 学資金については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 学資金は、支払事由が生じたときから、当会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
 - (2) 第1号の規定によりすえ置いた学資金は、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）から請求があったとき、または保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
 - (3) 第1号の規定により学資金をすえ置くときに保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、学資金からそれらの元利金を差し引き、その残額をすえ置きます。
2. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者から申出があった場合は、すえ置かずに支払うものとします。

⇒●学資金の支払事由——第2条 ●学資金の請求——第6条

●保険契約の消滅——第2条、第24条

第5条（満期保険金支払方法の選択）

保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、満期保険金について、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。

第6条（学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、満期保険金または死亡給付金を請求してください。
3. 学資金を請求するときは、保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 学資金、満期保険金または死亡給付金の請求を受けた場合、学資金、満期保険金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
5. 学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から学資金、満期保険金または死亡給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、第4項の規定にかかわらず、学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第2条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号および第3号に定める事項
 - (イ) 第23条（重大事由による解除）第1項第4号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人の保険契約締結の目的
 - (エ) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人の死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金請求時までにおける事実
6. 第5項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および第5項の規定にかかわらず、学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 - (1) 第5項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第5項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- (3) 第5項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第5項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 第5項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
7. 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は学資金、満期保険金または死亡給付金を支払いません。
8. 第5項または第6項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、学資金、満期保険金または死亡給付金を請求した者にその旨を通知します。

⇒●死亡給付金・学資金・満期保険金の支払事由——第2条

3. 保険料払込の免除

第7条（保険料払込の免除）

1. 次表の保険料の払込を免除する場合のいずれかに該当したときは、当会社は、つぎに到来する第10条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込を免除する場合（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）	保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
(1) 保険契約者が保険料払込期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意 (3) 戦争その他の変乱
(2) 保険契約者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（表2）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意 (2) 戦争その他の変乱
(3) 保険契約者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の精神障害を原因とする事故 (4) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 保険契約者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定により保険料の払込を免除します。
3. 保険契約者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（表2）に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結、復活または保険契約者の変更の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第22条（保険契約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第1項の保険料払込の免除事由の(2)の規定を適用します。ただし、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
4. 保険契約者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（表2）に該当した場合には、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。

5. 保険契約者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって身体障害の状態（表3）に該当した場合には、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって身体障害の状態に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。
6. 保険料の払込が免除された場合には、当会社は、以後第10条に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
7. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後、つぎの各号の取扱に関する規定は適用しません。
- (1) 基準保険金額の減額
- (2) 保険契約者の変更
- (3) 保険種類の転換
8. 保険契約者が死亡し、第1項の規定により保険料の払込が免除されないときは、保険契約は保険契約者の死亡時に消滅します。この場合、当会社は、責任準備金を保険契約者の法定相続人に支払います。

⇒●責任開始期・後継保険契約者・契約応当日——第1条

●基準保険金額の減額——第26条 ●保険契約者の変更——第28条

●保険種類の転換——第39条

表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考								
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。								
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(イ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込みがない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (エ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table border="1"> <tr> <td>口唇音</td><td>ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ</td></tr> <tr> <td>歯舌音</td><td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td></tr> <tr> <td>口蓋音</td><td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td></tr> <tr> <td>喉頭音</td><td>は行音</td></tr> </table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込みのない場合をいいます。	口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音
口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								

対象となる高度障害状態	備考																		
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>行為</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食物の摂取</td><td>はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td></tr> <tr> <td>2. 排便</td><td>洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>3. 排尿</td><td>洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>4. 排便および排尿の後始末</td><td>排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td></tr> <tr> <td>5. 衣服の着脱</td><td>ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td></tr> <tr> <td>6. 起居</td><td>横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td></tr> <tr> <td>7. 歩行</td><td>立った状態から歩くこと</td></tr> <tr> <td>8. 入浴</td><td>一般家庭浴槽に出入りすること</td></tr> </tbody> </table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
項目	行為																		
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																		
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																		
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																		
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																		
7. 歩行	立った状態から歩くこと																		
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること																		
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合																		
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
両下肢を足関節以上で失ったもの																			
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			

表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1 眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年 8 月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a + 2b + c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
1 上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 (3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
1 上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
1 下肢を手関節以上で失ったもの	
1 下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
1 手の5手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1 手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節間関節または近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
10手指の用を全く永久に失ったもの	
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

第8条（保険料払込の免除の請求）

1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者が保険料払込期間中に死亡したことにより保険料払込の免除事由が生じたときは、後継保険契約者。以下第2項において同じ。）は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、第6条（学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項から第8項までの規定を準用します。この場合、第6条第5項から第8項までの確認には、当会社の指定した医師による保険契約者の診断を含みます。

⇒●保険料払込の免除事由——第7条

4. 当会社の責任開始期

第9条（当会社の責任開始期）

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料充当金を受け取った時（保険契約者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 第1項により、当会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

⇒●告知——第20条

5. 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次表の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第11条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が、第1項の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに、死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡給付金から差し引きます。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに、保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、第14条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
7. 月払の保険契約が基準保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。
8. 年一括払契約または半年一括払契約で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に支払います。
 - (1) 保険契約の消滅。ただし、第3条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払に関する補則）第6項、第18条（死亡給付金不法取得目的による無効）または第19条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
 - (2) 基準保険金額の減額
 - (3) 保険料払込の免除事由
9. 第8項の規定は、年一括払契約および半年一括払契約の第1回保険料について準用します。
10. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。
11. 月払契約で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会

社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

12. 第11項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。

参考

たとえば、契約日が平成26年5月1日の保険契約の場合、第2回目および第3回目の保険料の払込期月は保険料の払込方法（回数）ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法（回数）	第2回目の保険料の払込期月	第3回目の保険料の払込期月
月払	平成26年6月1日～平成26年6月30日	平成26年7月1日～平成26年7月31日
半年一括払	平成26年11月1日～平成26年11月30日	平成27年5月1日～平成27年5月31日
年一括払	平成27年5月1日～平成27年5月31日	平成28年5月1日～平成28年5月31日

⇒●契約応当日、基準保険金額——第1条 ●保険契約の消滅——第2条、第24条
●死亡給付金の支払事由——第2条 ●保険料払込の免除事由——第7条

第11条（保険料の払込方法（経路））

- 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りです。）
 - 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
- 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条（年一括払保険料の前納）

- 年一括払契約の場合、保険契約者は、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
- 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
- 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
- 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。

⇒●契約応当日——第1条

第13条（月払保険料の一括払）

- 月払契約の場合、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
- 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第14条（猶予期間および保険契約の失効）

- 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
年一括払	

- 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
- 猶予期間中に、満期保険金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を、満期保険金ま

たは死亡給付金から差し引きします。

4. 猶予期間中に第7条（保険料払込の免除）第1項の規定による保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、その猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

参考

たとえば、契約日が平成26年5月1日の保険契約の場合、第2回目の保険料の払込期月と猶予期間は保険料の払込方法（回数）ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法（回数）	第2回目の保険料の払込期月	第2回目の保険料の払込の猶予期間
月払	平成26年6月1日～平成26年6月30日	平成26年7月1日～平成26年7月31日
半年一括払	平成26年11月1日～平成26年11月30日	平成26年12月1日～平成27年1月1日
年一括払	平成27年5月1日～平成27年5月31日	平成27年6月1日～平成27年7月1日

⇒●払込期月——第10条 ●契約応当日——第1条 ●解約返還金——第24条
●満期保険金・死亡給付金の支払事由——第2条 ●保険料払込の免除事由——第7条

7. 保険料の自動貸付

第15条（保険料の自動貸付）

- 保険料の払込がないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返還金があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
- 本条の貸付は、貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返還金額（その保険料の払込があったものとして払込年月数により計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きします。）をこえない間、行われるものとします。
- 本条により貸し付ける保険料相当額は、つぎの各号のとおりとします。
 - 月払契約の場合
半年単位の契約応当日を基準とし、払い込むべき月からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料に相当する額。ただし、この期間全体についての貸付ができないときは、できるところまでの月数分の保険料に相当する額とします。
 - 年一括払契約または半年一括払契約の場合
払い込むべき保険料に相当する額。ただし、年一括払契約の場合で、解約返還金額が年一括払保険料とその利息の合計額には満たないものの、半年一括払保険料とその利息の合計額を上回るときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、保険料の払込方法（回数）を半年一括払に変更したうえで、半年一括払保険料に相当する額を貸し付けます。
- 本条の貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。
- 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率（年一括払契約においては年8%以下、半年一括払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。）で計算し、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり元金に繰り入れます。
 - 年一括払契約または半年一括払契約の場合
次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日ごとに元金に繰り入れます。
 - 月払契約の場合
半年単位の契約応当日の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。ただし、つぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料相当額の貸付ができなかった場合は、貸し付けられた保険料相当額が充当された期間の直後の払込期月に対応する猶予期間が満了する日に元金に繰り入れます。
- 第5項第2号の規定にかかわらず、月払契約の場合で、新たに保険料相当額の貸付が行われない場合の本条の貸付金の利息は、直前に利息を元金に繰り入れた日の半年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。ただし、その後、新たに本条による貸付が行われる場合は、本条の貸付金の利息は、その貸付が行われるときに元金に繰り入れます。
- 本条の貸付金のある保険契約において、保険料払込期間の満了日が到来した場合は、保険料払込期間の満了日の翌日に貸付金の利息を元金に繰り入れ、以後、その年単位の応当日ごとに貸付金の利息を元金に繰り入れます。

⇒●猶予期間——第14条 ●解約返還金——第24条 ●契約者貸付——第27条
●契約応当日——第1条

第16条（保険料の自動貸付の取消）

保険料の自動貸付が行われた場合でも、猶予期間満了の日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から保険契約の解約の請求があったときは、当会社は、保険料の自動貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱をします。

⇒●保険料の自動貸付——第15条 ●猶予期間——第14条 ●解約——第24条

8. 保険契約の復活

第17条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、当会社所定の書類（別表1）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。
2. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第27条（契約者貸付）第6項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
3. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第2項に定める金額を受け取った時（保険契約者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から復活後の保険契約上の責任を負います。
4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

⇒●保険契約の失効——第14条

9. 保険契約の無効および取消

第18条（死亡給付金不法取得目的による無効）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または保険契約者の変更をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第19条（詐欺による取消）

保険契約の締結、復活または保険契約者の変更に際して、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

第20条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結、復活または保険契約者の変更の際、保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

⇒●責任開始期——第9条 ●復活——第17条

第21条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者の死亡、高度障害状態（表2）または身体障害の状態（表3）が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、後継保険契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、後継保険契約者または被保険者に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●保険料払込の免除事由、高度障害状態、身体障害の状態——第7条

●後継保険契約者——第1条 ●解約返還金——第24条

第22条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第21条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が、第20条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

(1) 当会社が、保険契約の締結、復活または保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または

過失のため知らなかったとき

- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第20条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第20条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

⇒●責任開始期——第1条 ●保険料払込の免除事由——第7条

第23条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または死亡給付金の受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、後継保険契約者または被保険者がこの保険契約の保険料払込の免除事由を発生させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡給付金または保険料払込の免除の請求に関し、死亡給付金の受取人または保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、後継保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、後継保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、後継保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による学資金、満期保険金または死亡給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により学資金、満期保険金または死亡給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、後継保険契約者または被保険者に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●後継保険契約者——第1条 ●死亡給付金の支払事由——第2条
●保険料払込の免除事由——第7条 ●解約返還金——第24条

11. 解約および解約返還金

第24条（解約および解約返還金）

1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の保険契約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）および学資金の支払時期によって計算します。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。

第25条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時にいつの各号のすべてを満たす死亡給付金の受取人（5年ごと配当付育英年金特約が付加されている場合には特約育英年金の受取人を含みます。以下本条において同じ。）が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、死亡給付金の受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由が生じ、当会社が学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に支払います。

⇒●解約——第24条 ●学資金・満期保険金・死亡給付金の支払事由——第2条

12. 基準保険金額の減額

第26条（基準保険金額の減額）

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、基準保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基準保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 基準保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 基準保険金額の減額をした場合に、保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返還金を、それらの元利金の返済にあてます。
4. 基準保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものととして取り扱います。
5. 基準保険金額の減額をしたときは、その後の保険料を改めます。

⇒●解約・解約返還金——第24条

13. 契約者貸付

第27条（契約者貸付）

1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、解約返還金の所定の範囲内（保険料の自動貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率で計算します。
4. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または保険料の自動貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
5. 本条の貸付および保険料の自動貸付の元利金の合計額が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
6. 当会社が第5項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

⇒●解約返還金額——第24条 ●保険料の自動貸付——第15条 ●保険契約の消滅——第2条、第24条

14. 保険契約者および後継保険契約者

第28条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 保険契約者の変更の場合には、当会社所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
4. 当会社が保険契約者の変更を承諾した場合には、つぎの時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 当会社所定の金額の払込を要しない場合

新たに保険契約者となる者に関する告知の時

(2) 当会社所定の金額の払込を要する場合

当会社所定の金額を受け取った時（新たに保険契約者となる者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

5. 第1項の変更をしたときは、保険証券に表示します。
6. 保険契約者の変更によって当会社所定の金額を返還する場合に、保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
7. つぎの各号の場合には、当会社は、保険契約者の変更を取り扱いません。
 - (1) 新たに保険契約者となる者の契約日における契約年齢が、当会社の定めた年齢範囲外であるとき
 - (2) 新たに保険契約者となる者が、当会社の定めた範囲外の者であるとき
 - (3) 保険料の払込が免除されているとき

⇒●告知——第20条 ●契約日——第9条 ●契約年齢——第33条 ●保険料払込の免除——第7条

第29条（後継保険契約者の指定および変更）

1. 保険契約者は、保険契約締結の際、被保険者または被保険者の父母もしくはその他の親族のうちから1人を後継保険契約者として指定するものとします。
2. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、後継保険契約者を変更することができます。
3. 保険契約者の死亡後、後継保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
4. 第2項および第3項の場合、変更後の後継保険契約者は、第1項に規定する範囲内のいずれか1人であることを要します。
5. 後継保険契約者の変更をするときは、保険契約者（第3項の場合には、後継保険契約者）は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
6. 本条の規定により後継保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

⇒●後継保険契約者——第1条

第30条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）

1. 保険契約者が死亡したときは、その死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が後継保険契約者に承継されます。この場合、後継保険契約者は、保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに当会社に通知してください。
2. つぎのいずれかに該当する場合には、第1項の規定を適用しません。
 - (1) 保険契約者が死亡し、第7条（保険料払込の免除）第1項の規定により保険料の払込が免除されないとき。この場合、保険契約は、保険契約者の死亡時に消滅し、当会社は、責任準備金を保険契約者の法定相続人に支払います。
 - (2) 保険契約者が死亡した時と、後継保険契約者が死亡した時の先後が明らかでないとき
3. 保険料払込期間が満了している場合またはすでに保険料の払込が免除されている場合で、保険契約者が後継保険契約者の故意によって死亡したときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 後継保険契約者と被保険者が異なるときは、被保険者が新たな後継保険契約者に変更されたものとし、第1項の規定により取り扱います。
 - (2) 後継保険契約者が被保険者であるときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者の法定相続人が新たな後継保険契約者に変更されたものとし、第1項の規定により取り扱います。
 - (イ) 新たな後継保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の後継保険契約者を代理するものとし、代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が後継保険契約者の1人に対してした行為は、他の後継保険契約者に対しても効力を生じます。また、後継保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

⇒●後継保険契約者——第1条

第31条（後継保険契約者が死亡した場合の取扱）

1. 後継保険契約者と被保険者が異なる場合で、後継保険契約者が死亡したときは、その死亡時に、被保険者が新たな後継保険契約者に変更されたものとし、第1項の規定により取り扱います。
2. 保険契約者の死亡後、後継保険契約者が死亡し、第1項の規定により被保険者が新たな後継保険契約者となるときは、後継保険契約者の死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が新たな後継保険契約者となる被保険者に承継されます。この場合、被保険者は、後継保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに当会社に通知してください。
3. 後継保険契約者が死亡した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでないときは、第2項の規定を適用しません。
4. 後継保険契約者と被保険者が異なる場合で、保険契約者の死亡後に後継保険契約者が被保険者の故意によって死亡したときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、後継保険契約者の法定相続人が新たな後継保険契約者に変更されたものとして、後継保険契約者の死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が新たな後継保険契約者となる後継保険契約者の法定相続人に承継されます。この場合、後継保険契約者の法定相続人は、後継保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに当会社に通知してください。また、新たな後継保険契約者が2人以上の場合には、第30条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）第3項第2号(イ)の規定を適用します。

第32条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに、当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算その他の取扱

第33条（年齢の計算）

1. 保険契約者および被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月をこえるものは1年とします。
2. 保険契約締結後の保険契約者および被保険者の年齢は、学資金の支払事由にかかわる被保険者の年齢の計算を除き、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

⇒●契約日——第9条 ●学資金の支払事由——第2条 ●契約応当日——第1条

第34条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本号において同じ。）に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由の発生後は、当会社は、すでに払い込まれた保険料に不足分があるときは、支払うべき金額からその金額を差し引きます。
 - (ウ) 実際の年齢にもとづく学資金の支払事由がすでに生じていた場合で、学資金を支払っていない場合には、当会社は、学資金を支払い、実際の年齢にもとづく学資金の支払事由が生じる前に学資金を支払っていた場合には、当会社は、支払った学資金の返還を請求します。
 - (2) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。この場合、学資金、満期保険金、死亡給付金またはその他当会社からの支払金があるときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものととして、第1号と同様に取り扱い扱います。
 - (ウ) 第28条（保険契約者の変更）の規定により保険契約者の変更が行われた後に、前(ア)の規定によりこの保険契約を無効とする場合には、当会社は、保険契約者の変更後に払い込まれた保険料を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。
2. 保険契約申込書に記載された保険契約者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項の規定を準用して取り扱います。

⇒●契約日——第9条 ●契約年齢——第33条

16. 契約者配当金の割当および支払

第35条（契約者配当金の割当）

1. 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (1) つぎの事業年度中に、つぎの(ア)または(イ)のいずれかの日（以下「5年ごとの契約応当日等」といいます。）が到来する保険契約。ただし、5年ごとの契約応当日等が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。
 - (ア) 契約日（保険料払込期間満了後は、保険料払込期間の満了日の翌日）から5年ごとに到来する年単位の契約応当日
 - (イ) 保険料払込期間の満了日の翌日
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に消滅（保険期間が満了して消滅する場合を除きます。以下本項において同じ。）するつぎの保険契約。この場合、消滅の事由が(イ)に該当するときは、(ア)に該当するときよりも下回る金額を割り当てるものとします。
 - (ア) 死亡給付金の支払によって消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以上経過して消滅する保険契約
 - (イ) 死亡給付金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年以上経過して消滅（直

前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以内に消滅する場合を除きます。)する保険契約。ただし、基準保険金額の減額により保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても契約者配当金を割り当てることがあります。

⇒●契約応当日——第1条 ●契約日——第9条 ●保険契約の消滅——第2条、第24条
●死亡給付金の支払——第2条

第36条（契約者配当金の支払）

- 第35条（契約者配当金の割当）第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの各号のとおり支払います。
 - つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）から請求があったときに保険契約者に支払います。
 - 第1号の規定によって支払う契約者配当金は、満期保険金または死亡給付金を支払うときは、それらとともに支払います。
- 第35条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に満期保険金とともに保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 第35条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険契約者に支払います。なお、死亡給付金を支払うときは死亡給付金とともに支払います。ただし、保険料払込中の保険契約にあっては、消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 第35条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき保険契約者に支払います。
- 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第6条（学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

⇒●契約応当日——第1条 ●保険契約の消滅——第2条、第24条
●満期保険金・死亡給付金の支払——第2条

17. 時効

第37条（時効）

学資金、満期保険金、死亡給付金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

18. 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行

第38条（保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、保険契約者または被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、当会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

19. 保険種類の転換

第39条（保険種類の転換）

- 保険契約者は、当会社所定の要件を満たす場合、この保険契約を当会社の認める他の保険種類に転換することができます。
- 保険種類を転換する場合には、転換特約条項を適用するものとし、転換後の保険契約には、転換後の保険種類に関する普通保険約款が適用されます。

20. 管轄裁判所

第40条（管轄裁判所）

- この保険契約における学資金、満期保険金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - 学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人（学資金、満期保険金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所
- この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

21. 出生前加入特則

第41条（特則の適用）

この特則は、被保険者となるべき者が保険契約締結の際に胎児である場合に適用します。

第42条（被保険者）

第41条（特則の適用）における胎児（以下「胎児」といいます。）は、出生した時から被保険者となります。

第43条（出生の通知）

1. 被保険者が出生したときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、すみやかに当会社に、必要な書類（別表 1）を提出して、その旨を通知してください。
2. 第 1 項の通知があったときは、保険証券に表示します。

第44条（流産、死産等の場合の取扱）

1. 胎児が流産または死産等により出生しなかった場合（すでに保険料払込の免除事由が生じていたときを含みます。）には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 保険契約者は第 1 項の事実を知ったときは、当会社に、必要な書類（別表 1）を提出して、その旨を通知してください。

第45条（胎児が複数の場合の取扱）

1. 複数の胎児が出生した場合には、戸籍上先順位に記載される者を被保険者とします。
2. 第 1 項の規定にかかわらず、胎児が複数の場合で、かつ、保険契約の締結の際に保険契約者から戸籍に記載されるべき順位によって被保険者となるべき者を指定する申出があったときは、戸籍上その順位に記載される者を被保険者とします。
3. 第 2 項の場合、胎児の流産または死産等により、指定した戸籍上の順位に該当する者が出生しなかったときは、第44条（流産、死産等の場合の取扱）の規定により同様に取り扱います。

第46条（出生前に保険契約者が死亡した場合の取扱）

被保険者となるべき者の出生前に保険契約者が死亡した場合で、被保険者となるべき者が後継保険契約者であるときは、その者の出生した時に、保険契約上の一切の権利義務が承継されるものとします。

⇒●後継保険契約者——第 1 条

第47条（契約年齢の計算の特例）

契約日における被保険者の契約年齢は、第33条（年齢の計算）第 1 項の規定にかかわらず、0 歳とします。

⇒●契約日——第 9 条

第48条（契約日および契約年齢の変更）

1. 当社が第43条（出生の通知）第 1 項の通知を受け取った場合、被保険者の出生日が契約日からその日を含めて 6 か月をこえていたときは、当社は、第 9 条（当社の責任開始期）第 2 項の規定にかかわらず、被保険者の出生日の 6 か月前の応当日（6 か月前の月に応当日がないときはその月の翌月 1 日。以下第 2 項において同じ。）を契約日とします。この場合、保険契約者の契約年齢に変更があればこれを改めます。
2. 第 1 項の規定にかかわらず、被保険者の出生日の 6 か月前の応当日の前日までに第 7 条（保険料払込の免除）第 1 項に定める保険料払込の免除事由が生じていた場合には、契約日の変更は行いません。
3. 第 1 項の規定により、保険契約者の契約年齢を改めたときは、変更後の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
4. 第 1 項および第 3 項の場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本項において同じ。）に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。

⇒●契約日——第 9 条

22. 第 1 回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第49条（第 1 回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

1. 保険契約の締結の際、第 1 回保険料または第 1 回保険料充当金（以下「第 1 回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当社が第 1 回保険料等を受け取ったものとします。
 - (1) 当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社が、クレジットカードの有効性および第 1 回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時（当社所定の利用票（以下「利用票」といいます。）を使用するときは、利用票を作成した時）
 - (2) 当会社の指定するデビットカード（以下「デビットカード」といいます。）により払い込む場合
当社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番

号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時

2. 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。
 - (1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと
3. 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、当会社が保険契約の申込を承諾したときは、当会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
4. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について当会社所定の金額の払込を要する変更を行う場合で、その際に払い込むべき金額を、クレジットカードまたはデビットカードにより払い込むときは、その払込について、第1項から第3項までの規定を準用します。

⇒●責任開始期——第1条、第9条

23. 保険料払込の免除不担保特則

第50条（保険料払込の免除不担保特則）

1. 保険契約者は、保険契約締結の際、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特則を適用させることができます。この特則を適用した場合、第7条（保険料払込の免除）の規定は適用せず、保険料の払込を免除しません。また、保険期間の途中でこの特則の適用を停止することはできません。
2. この特則を適用した保険契約については、第1項のほか、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) つぎの規定は適用しません。
 - (ア) 第6条（学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第5項第3号
 - (イ) 第8条（保険料払込の免除の請求）
 - (ウ) 第10条（保険料の払込）第5項、第8項第3号および第10項
 - (エ) 第14条（猶予期間および保険契約の失効）第4項
 - (オ) 第20条（告知義務）
 - (カ) 第21条（告知義務違反による解除）
 - (キ) 第22条（保険契約を解除できない場合）
 - (ク) 第23条（重大事由による解除）第1項第2号および第2項第2号
 - (ケ) 第28条（保険契約者の変更）第3項、第4項、第6項および第7項第3号
 - (コ) 第30条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）第2項第1号
 - (サ) 第34条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）第2項
 - (シ) 第48条（契約日および契約年齢の変更）第2項および第3項
 - (2) 第9条（当会社の責任開始期）第1項第2号中「第1回保険料充当金を受け取った時（保険契約者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）」とあるのは「第1回保険料充当金を受け取った時」と読み替えます。
 - (3) 第10条第3項中「保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったとき」とあるのは「保険契約が消滅したとき」と読み替えます。
 - (4) 第10条第6項、第11条（保険料の払込方法（経路））、第12条（年一括払保険料の前納）第1項および第3項、第13条（月払保険料の一括払）第1項、第14条第2項、第15条（保険料の自動貸付）、第16条（保険料の自動貸付の取消）、第17条（保険契約の復活）第1項および第2項、第26条（基準保険金額の減額）ならびに第39条（保険種類の転換）中「保険契約者」とあるのは「保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）」と読み替えます。
 - (5) 第17条第3項中「第2項に定める金額を受け取った時（保険契約者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）」とあるのは「第2項に定める金額を受け取った時」と読み替えます。
 - (6) 第23条第1項第3号中「死亡給付金または保険料払込の免除の請求」とあるのは「死亡給付金の請求」と、「死亡給付金の受取人または保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）」とあるのは「死亡給付金の受取人」と、第23条第2項中「学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由」とあるのは「学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由」と読み替えます。
 - (7) 第30条第3項中「保険料払込期間が満了している場合またはすでに保険料の払込が免除されている場合で」とあるのは「保険料払込の免除不担保特則を適用した場合で」と読み替えます。
 - (8) 第37条（時効）中「解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除」とあるのは、「解約返還金または契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払」と読み替えます。
 - (9) 第38条（保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行）中「保険契約者および被保険者」および「保険契約者または被保険者」とあるのは「被保険者」と読み替えます。
 - (10) 第44条（流産、死産等の場合の取扱）中「胎児が流産または死産等により出生しなかった場合（すでに保険料払込の免除事由が生じていたときを含みます。）」とあるのは「胎児が流産または死産等により出生しなかった場合」と読み替えます。

24. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第51条（電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則）

1. 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法そ

の他の情報通信技術を利用する方法)により、保険契約の申込および告知をすることができるものとします。

2. 第1項のほか、当会社は、別表1に定める請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。
3. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について請求書類を提出する場合、第1項および第2項の規定を準用します。

別表 1 請求書類

(1) 学資金、満期保険金、死亡給付金、保険料払込の免除の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	学資金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、学資金の受取人と同一人の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 学資金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
2	満期保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、満期保険金の受取人と同一人の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
3	死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
4	保険料払込の免除	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が後継保険契約者と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (7) 後継保険契約者の戸籍抄本
		(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故により免除事由に該当した場合） (6) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）

（注） 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 保険契約者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
3	死亡給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金の受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

項 目		必 要 書 類
4	基準保険金額の減額	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
5	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
6	後継保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 新たに保険契約者となる者についての当会社所定の告知書 (3) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
8	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	出生通知	(1) 当会社所定の通知書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 保険証券
10	流産・死産等の通知	(1) 当会社所定の通知書 (2) 医師または助産師の流産・死産等を証する書類 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求の場合には、保険契約者について、7の請求の場合には新たに保険契約者となる者について、当会社の指定した医師に診断を行わせることがあります。 2. 2、5、6、8の請求の場合には、保険契約者が死亡しているときは、後継保険契約者の印鑑証明書を提出してください。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用（いずれも患者の行った場合を含みます。）
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの （1）気象条件による過度の高温（熱中症（日射病、熱射病）等の原因となったもの） （2）高圧、低圧および気圧の変化（高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの） （3）食料、水分の不足（飢餓、脱水症等の原因となったもの） （4）身体の動揺（乗り物酔い等の原因となったもの）、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
6. 化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの （1）接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 （2）アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 （3）細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備 考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

備 考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- （1）保険契約者が医師の診療を受けたことがある場合
- （2）保険契約者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- （3）保険契約者が自覚可能な身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

